

経費支出管理表

本例は、課税事業者の場合を記載しています。課税事業者は「実際の支出金額のうち補助対象経費として計上できる額」を消費税抜きの金額で計上してください。なお、免税事業者および簡易課税事業者は、消費税込の金額を計上することも可能です。

1. 事業者名 : 株式会社持続化商店

2. 番号 : 999999

* 採択通知書住所氏名の下部に記したカッコ内の番号を記入してください

3. 交付決定日 : 2020/7/31

* 交付決定通知書右上に記した日付を記入してください

4. 事業者区分 : 課税事業者

* 「課税事業者」「免税事業者」「簡易課税事業者」のいずれかに該当するか記入します

*** 本支出管理表は、実績報告書や経費支出に係る証ひょう書類送付する際に、あわせてご提出をお願いします。**

また、送付する際には必ず証ひょう番号ごとに整理してください。

(証ひょう番号ごとに整理ができていない場合には、いったん全て返送し、再度整理をご依頼することがあります。)

* 「交付決定日」以後に「申込or発注or契約」を行い、「補助事業実施期限」までに支払(銀行振込が大原則。旅費を除き、通常、1取引10万円(税抜き)を超える支払において現金支払いは不可)を終えた経費が、補助対象です。

(ただし、展示会への出展については交付決定前の申込みでも、請求書の発行が交付決定日以後であれば、補助対象となります。)

* 本エクセルファイルには関数が組み込まれています。行数を増やす場合には、経費支出管理表と支出内訳書の金額が対応しているか、ご確認ください。

証ひょう番号	費目	実際の支出金額 (消費税込額)	実際の支出金額のうち 補助対象経費として 計上できる額	発注・申込・契約日	支払日	支払先	支出内容
1	1. 機械装置等費	214,500	195,000	令和2年8月15日	令和2年8月31日	A家具店	・テラス用のイス4台(162,000円) ・テーブル1台(48,600円)
2	1. 機械装置等費	5,500	5,000	令和2年8月15日	令和2年8月15日	B雑貨店	・テーブルクロス(5,500円) ※店頭にて購入した。
3	2. 広報費	110,000	50,000	令和2年9月1日	令和2年9月15日	C印刷(株)	・新商品の宣伝チラシ 1,000枚発注し、500枚を補助事業期間中に配布。税抜金額の算出方法は以下のとおり。 110,000円 ÷ 1.1 = 100,000円 100,000円 ÷ 1,000枚 = 100円/枚 500枚 × 100円/枚 = 50,000円を補助対象経費として計上。 【※按分計算が必要な場合には上のよう に計算方法を記載してください。】
4	2. 広報費	132,000	20,000	令和2年9月5日	令和2年9月25日	D出版	・雑誌Cへの新商品の広告掲載 12か月契約を締結し、129,600円を支払ったもののうち、補助対象期間となる10月分、11月分の広告費(税抜20,000円)のみを計上。
5	4. 旅費	20,000	18,182	令和2年10月2日	令和2年10月2日	E鉄道(株)	・交通費〇〇駅⇄□□駅(往復、1名分) 税抜金額: 20,000 × 100/110 = 18,182円
6	5. 開発費	10,800	10,000	令和2年10月4日	令和2年10月4日	(株)F食品	・新商品試作用の材料10kg (全て消費したため購入額全額を補助対象経費として計上。詳細は、受払簿を参照。)
7	9. 専門家謝金	37,290	33,900	令和2年10月7日	令和2年10月17日	Gコンサルティング(同)	・新商品のブランド構築についての指導、助言 ※法人への支払い 謝金単価について内規等の定めがないため、公募要領等で定めた支給基準に基づき支出。 11,300円 × 3時間 = 33,900円(税抜) 税込金額: 33,900 × 1.1 = 37,290円
8	15. マスク費用	132,000	120,000	令和2年8月1日	令和2年8月31日	H商店	500(5枚入) × 240セット = 120,000円 (全て使用したため購入額全額を補助対象経費として計上。詳細は、受払簿を参照。)
9	18. 換気費用	33,000	30,000	令和2年8月15日	令和2年9月30日	I工務店	換気扇(33,000円)
10							
合計額		695,090	482,082				

交付決定通知書の日付よりも前に、発注・申込・契約を行った経費支出は補助対象外ですので、ご注意ください。

補助事業の実施期限までに支払いが終わらない経費支出は補助対象外です。支払方法等の詳細については、「補助事業の手引き」をご覧ください。

市販品の店頭購入であれば、その場で購入の意思表示を行い、代金を支払う(10万円以下のため、現金払い可)ので、本例のように「発注日」と「支払日」は同じ日になります。

「実際の支出金額」から、どのように「補助対象経費として計上できる額」を算出したのか、わかるようにご記入ください。